

年度末の減損処理について

年末にあたり、企業は減損処理を考えておられるところもあるかと存じます。会計準則の減損に関する規定につき、以下にまとめました。

適用準則	適用範囲	減損計算方式	減損の具体的計算方法	科目	戻し入れ	説明
「企業会計準則」 第8号— —資産減損」	(1) 子会社、連合経営企業、合弁企業に対する長期持分投資 (2) 原価モデルを採用した上で測定した投資性不動産 (3) 固定資産 (4) 生産性生物資産 (5) 無形資産 (6) のれん (7) 石油天然ガス鉱区持分及び関連施設等	資産の回収可能金額とその帳簿価格とを比較し、回収可能金額が帳簿価格より低い場合、減損を引き当てる	資産の回収可能金額=公正価値から処分費用を差し引いた後の純額と資産の将来のキャッシュフローの現在価値とを比較し、高いほうを採用する。 公正価値から処分費用を差し引いた後の純額=公平取引中の法的拘束力のある販売契約価格から直接資産の処置に帰属する金額を差し引く 処分費用には、資産処置と関わる法的費用、関連税金、輸送費及び資産が販売可能な状態になるまでに発生した直接費用等が含まれる。ただし、財務費用及び所得税費用等はこの中には含まれない。 資産の将来のキャッシュフローの現在価格=資産の持続的使用過程と最終的処置時において発生する予定キャッシュフロー。適切な換算率を用いてこれに対する割引率を求める 帳簿価格=取得価格-減価償却累計額-減損引当	長期持分投資減損引当 投資性不動産減損引当 固定資産減損引当 生産性生物資産減損引当 無形資産減損引当 のれん減損引当	資産減損損失-いったん計上すると、以後の会計期間に戻し入れることはできない	一般的には、確実な証拠をもって資産の減損状況を証明しなければならず、貸借対照表日に減損測定を行い、資産の回収可能額を見積もる 使用寿命が不確定な無形資産と企業の合併により形成されたのれんは以後償却してはならない。ただし、企業は少なくとも毎年度終了時に減損の測定を行わなければならない。まだ使用可能状態になっていない無形資産についても、毎年減損測定を行わなければならない。

<p>「企業會計準則第1号——在庫品」</p>	<p>棚卸資産</p>	<p>棚卸資産は正味売却価格と取得原価のうち低いほうを採用する</p>	<p>正味売却価格=棚卸資産の見積売価から加工完了時までに発生すると思われるコスト、見積販売費用及び関連の税金を差し引いた後の金額</p>	<p>棚卸資産低価引当</p>	<p>すでに引当済みの低価引当から戻し入れる</p>	<p>貸借対照表日から董事会が承認した財務諸表報告日までの間の在庫品に変動が生じた場合、その貸借対照表日に在庫品に存在した状況につき新たな又はさらに進んだ確実な証拠を提出できるなら、棚卸資産の正味売却価格の確定に考慮しなければならない。 企業は通常単独の在庫項目に対し低価引当を行うが、内容多く煩雑な、単価が比較的低い在庫品は、類別して低価引当を計上することができる。</p>
<p>「企業會計準則第22号——金融手段確認及び計量」</p>	<p>期限まで保有する投資、貸付及び売掛金</p>	<p>金融資産の帳簿価格と将来のキャッシュフロー—現在価値との間の差額につき、減損があると予想されれば、当期の損益に繰り入れる。</p>	<p>未収項目には、売掛金、受取手形、その他未収入金、前払金、長期未収入金等が含まれ、短期未収入金の将来キャッシュフローとその現在価値との差が非常に小さい場合、減損計算の際に、このキャッシュフローにつき計算しないことができる。</p>	<p>保有から期限までの投資減損引当 貸付損失引当 貸倒引当</p>	<p>戻し入れ可能</p>	<p>一般的に監査時に滞留期間分析法に照らして貸倒引当を計算する。前払金はその他未収入金に振り替えてから減損計算をするのが習慣的である。ただし、準則上の実際には、前払金に対しても貸倒引当を計上することが認められている。</p>
<p>「企業會計準則第金融手段確認及び計量」</p>	<p>売却可能金融資産</p>	<p>帳簿価格が公正価値より少ない金額（暫時のものでない下落）については、減損を計上しなければならない。</p>		<p>売却可能金融資産—公正価値の変動</p>	<p>売却可能持分投資に発生した減損は、損益を通して戻し入れてはならない。すでに減損を計上した売却可能負債性商品については、損益を通じて戻し入れることができる。</p>	<p>取引性金融資産については、減損の計上はできない。</p>